

総務委員会資料
[総務部]
令和7年12月12日・15日

《条例案》

第 150 号議案	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例【人事課】	1
第 167 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例【人事課】	4

《一般事件案》

第 159 号議案	公立大学法人島根県立大学定款の一部変更について【総務課】	6
第 160 号議案	公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限の変更について【総務課】	8
第 161 号議案	当せん金付証票の発売について【財政課】	9
第 162 号議案	契約の締結について《島根県民会館大規模改修(大・中ホール舞台照明設備)工事》【営繕課】	10
第 163 号議案	契約の締結について《島根県民会館大規模改修(長寿命化 空気調和設備)工事》【営繕課】	11
第 164 号議案	契約の締結について《島根県民会館大規模改修(長寿命化 建築)工事》【営繕課】	12
第 165 号議案	契約の締結について《島根県民会館大規模改修(長寿命化 受変電設備外)工事》【営繕課】	13

《予算案》

【11月25日上程分】

第 142 号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第6号) <関係分>	歳入	【財政課】	14
		歳出(総務部)	【総務課】	15

【12月10日上程分】

第 166 号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第7号) <関係分>	歳入	【財政課】	17
-----------	-----------------------------	----	-------	----

《報告事項》

1. 元知事公舎に係る状況について【管財課】	18
2. 東京地区用賀県職員宿舎の廃止等について【管財課】	19

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

国の旅費法改正（令和7年4月1日施行）により、宿泊費等の基準の変更・廃止に準じて、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

国の種目名称改正による改正、及び関係規定の整備（条例で定めている個別旅費種目に係る規程を規則に規定することを含む）

ア 宿泊料を宿泊費に名称変更した上で、上限額を変更

- ・ 国に合わせ都道府県別の区分とし、上限額を変更

イ 宿泊手当の新設

- ・ 宿泊料の一部として支給していた夕朝食代を廃止し、夕朝食の掛かり増しの経費等の手当を新設

ウ 包括宿泊費の新設

- ・ 宿泊料、交通費として支給していたパック旅行料金を国に合わせ包括宿泊費として整理

エ 鉄道賃の急行等利用の距離要件廃止

- ・ 50kmと定めていた急行等利用の距離要件を国に合わせ廃止

オ その他の交通費の新設

- ・ 旅行雑費として支給していたタクシー、レンタカーの費用を国に合わせ、他の交通費として整理

カ 航海日当の廃止

キ 赴任旅費の名称改正及び支給要件の改正

- ・ 移転料を転居費にするなどの名称変更及び家族移転費の扶養要件の廃止等

ク 着後手当を着後滞在費に名称変更し、実費支給へ変更

(2) 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

ア 宿泊料を宿泊費に名称変更した上で、上限を変更

国に合わせ都道府県別の区分とし、上限額を変更

(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

ア 旅費条例に規定する航海日当の廃止に伴い、特殊勤務手当に関する条例を改正し、船員作業手当を新設

イ その他規定の整理

(4) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(3) のアに同じ

(5) 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(3)のアに同じ

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

<参考> 職員の旅費に関する条例施行規則【案】

宿泊費基準額（上限）

	一般職員	特別職
1	北海道	13,000
2	青森	11,000
3	岩手	9,000
4	宮城	10,000
5	秋田	11,000
6	山形	10,000
7	福島	8,000
8	茨城	11,000
9	栃木	10,000
10	群馬	10,000
11	埼玉	19,000
12	千葉	17,000
13	東京都	19,000
14	神奈川	16,000
15	新潟	16,000
16	富山	11,000
17	石川	9,000
18	福井	10,000
19	山梨	12,000
20	長野	11,000
21	岐阜	13,000
22	静岡	9,000
23	愛知	11,000
24	三重	9,000
25	滋賀	11,000
26	京都	19,000
27	大阪	13,000
28	兵庫	12,000
29	奈良	11,000
30	和歌山	11,000
31	鳥取	8,000
32	島根	9,000
33	岡山	10,000
34	広島	13,000
35	山口	8,000
36	徳島	10,000
37	香川	15,000
38	愛媛	10,000
39	高知	11,000
40	福岡	18,000
41	佐賀	11,000
42	長崎	11,000
43	熊本	14,000
44	大分	11,000
45	宮崎	12,000
46	鹿児島	12,000
47	沖縄	11,000

- ・ 国に合わせ都道府県別の区分とし、上限額を変更。
- ・ 国は、宿泊費について毎年調査し、見直しを行うため、旅費法ではなく財務省令で規定される。国を参考に県も規則で定めることとする。

【第 167 号議案】

総務委員会資料
令和 7 年 12 月 12 日・15 日
総務部人事課

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、再任用職員の処遇の改善を図るため、再任用職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行う。

2 人事委員会の報告（概要）

- 正規職員の人材確保が困難な状況が続く中で、長年培ってきた能力や経験を有する再任用職員の重要性は高まっている。
- 定年引上げ職員が正規職員と同じ 4.4 月であるのに対して再任用職員は 2.3 月となっている。
- 少なくとも、期末手当及び勤勉手当について、所要の改善を検討する必要がある。

3 改正内容

- 再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数について、令和 8 年度から現行 2.35 月を 3.35 月に改定（1.00 月引上げ）
- 年間支給月数 3.35 月を 6 月期及び 12 月期で均等に配分して支給

区分	現行 (令和 7 年改定後※1) (A)	今回の改定後 (B)	引上げ月数※2 (B - A)
期末手当	1.275 月	1.775 月	0.500 月
勤勉手当	1.075 月	1.575 月	0.500 月
合計	2.35 月	3.35 月	1.00 月

※1 令和 7 年 11 月 25 日提案の第 145 号議案（先議）による条例改正後

※2 年間支給月数の引上げに伴う令和 8 年度の影響額は約 5 千万円と試算。その後は、定年年齢の引上げが進むことにより再任用職員が減少していく見込みであり、定年引上げ制度の完成後である令和 14 年度以降の影響額は約 1 千万円/年度と試算

4 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】条例改正の効果等（行政職給料表適用職員の場合）

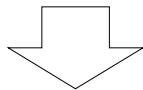
- 再任用職員（短時間）と会計年度任用職員では、職務内容に差があるにもかかわらず、年収差が小さい状況を改善

[年収差（短時間の再任用職員 - 会計年度任用職員）]

R7 改定前 15 万円 → R7 改定後 10 万円 (a-b) → 条例改正 33 万円 (c-b)

区分	再任用職員		会計年度任用職員	
職務	本格的業務（行政職給料表 3 級相当）		業務の指示	定型的業務
勤務形態	フルタイム	短時間（週 31 時間）	同程度	月 16 日
給与 ※	給料等	326 万円	260 万円	221 万円
	期末・勤勉手当	67 万円 (年間 2.35 月)	54 万円 (年間 2.35 月)	83 万円 (年間 4.50 月)
	計（年収）	393 万円	314 万円 …a	304 万円 …b

※令和 7 年改定後



【条例改正】期末・勤勉手当の引上げ（年間 3.35 月）		
計（年収）	421 万円	337 万円 …c

【第159号議案】

総務委員会資料
令和7年12月12日・15日
総務部総務課

公立大学法人島根県立大学定款の一部変更について

1. 変更の理由

地方独立行政法人法の改正により、公立大学法人における年度計画の策定が廃止となつたため、公立大学法人島根県立大学定款から該当箇所を削除する。

2. 変更の内容

理事会に係る議決事項、経営委員会及び教育研究評議会に係る審議事項から、「年度計画に関する事項」を削除する。

新	旧
第15条の5 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならぬ。 (1) 中期目標について知事に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）及び中期計画（法第26条第1項の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。） に関する事項 (2)～(6) (略)	第15条の5 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならぬ。 (1) 中期目標について知事に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）並びに中期計画（法第26条第1項の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により定める年度計画をいう。以下同じ。） に関する事項 (2)～(6) (略)
第19条 経営委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 中期計画_____に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 (3)～(9) (略)	第19条 経営委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項 (3)～(9) (略)
第23条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 中期計画_____に関する事項のうち、教育研究に関する事項 (3)～(10) (略)	第23条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項 (3)～(10) (略)

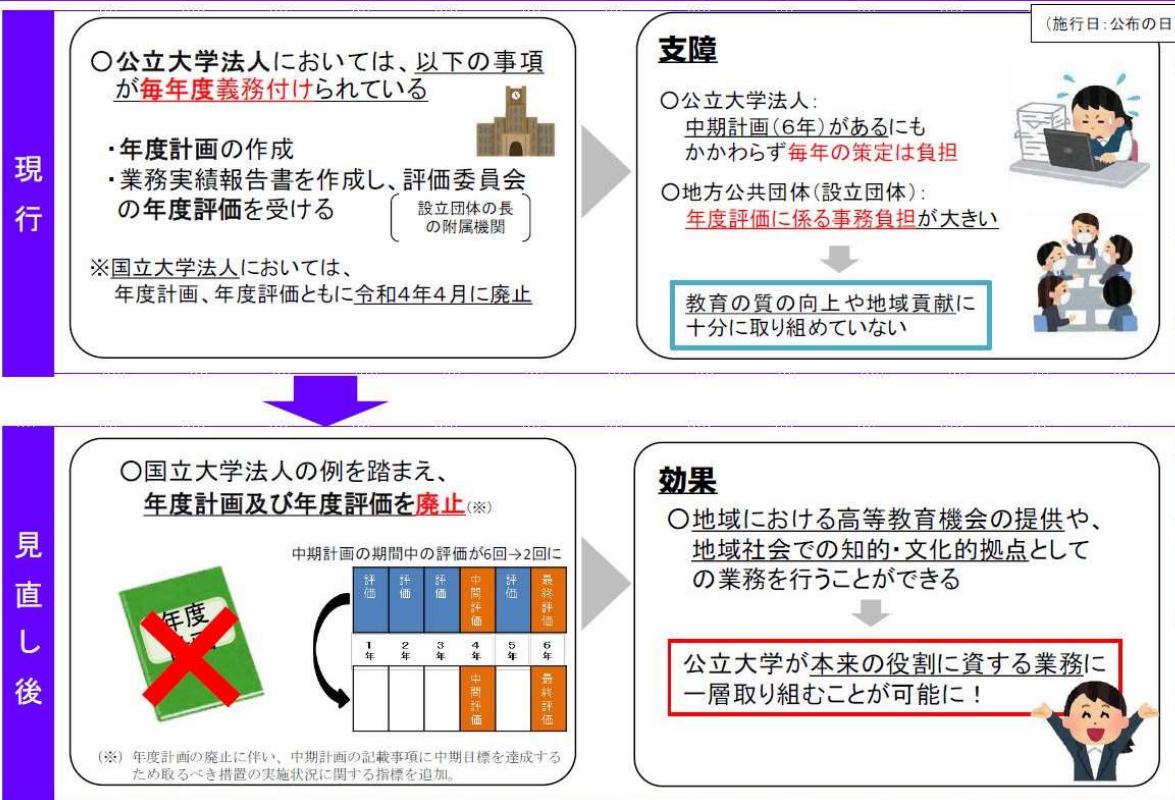
- ・理事会 計画、予算、人事方針等の重要事項を審議
- ・経営委員会 法人の経営に関する重要事項を審議
- ・教育研究評議会 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議

3. 施行日

総務大臣及び文部科学大臣の認可の日

【参考】地方独立行政法人法改正の概要

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止
(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加) (地方独立行政法人法)



【第160号議案】

公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限の変更について
(認定看護師の新たな教育課程の授業料の設定)

1. 概要

- ・ 県立大学が徴収する料金の上限の変更については、地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、議会の議決を経て知事が認可
- ・ 県立大学出雲キャンパスにおいて、県(健康福祉部)からの委託により、認定看護師の新たな教育課程である認知症看護B課程を令和8年4月から開講予定
- ・ 認定看護師の教育課程の授業料は以前から、日本看護協会看護研修学校が分野ごとに設定している料金に準拠して設定してきたが、このたび新たな分野の開講にあたって、これまでと同様に準拠して設定するためには、県立大学の認定看護師教育課程の授業料の上限を変更する必要があるもの

2. 変更内容

令和8年4月から開講予定である認知症看護B課程の授業料を新たに設定するため、公立大学法人島根県立大学が設置する認定看護師教育課程において徴収する授業料の上限を以下のとおり変更する。

区分	変更前	変更後
授業料(実習料を含む。)	997,000円	1,016,000円

3. 参考

(1) 認定看護師資格

日本看護協会が認定する資格で、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を行うことができる。

(2) 開講する認知症看護B課程の内容

- ・開講予定 令和8年4月
- ・定員 10名
- ・教育期間 12ヶ月
- ・入学要件 看護師免許取得後、実務経験が通算5年以上あること
- ※A・B課程 医師が作成する手順書に従って自己の判断で診療補助を行えるようになる「特定行為研修」を組み込んでいないものをA課程、組み込んだものをB課程という。

(3) 開講実績及び予定

年度	H28	H29	H30	R1	R5	R6	R8(予定)
開講分野	緩和ケアA		認知症A		感染管理B		認知症B
授業料	700千円				997千円		1,016千円

【 第 161 号議案 】

第 161 号議案

当せん金付証票の発売について

令和8年度において、次のとおり当せん金付証票を発売するものとする。

記

発 売 総 金 額 5, 500, 000, 000円以内

＜説 明＞

宝くじ（当せん金付証票）は、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、発売団体の議会が議決した範囲内で、総務大臣の許可を受けて発売することとなっており、令和8年度において島根県が宝くじを発売するため、発売総金額の議決が必要である。

なお、総務大臣の許可は、全国自治宝くじ事務協議会で取りまとめのうえ、一括、申請することとなっている。

(発売総金額と発売実績)
(単位:百万円)

年度	発売総金額	発売実績
R8	5,500	-
R7	5,500	-
R6	5,500	4,479
R5	5,500	4,739
R4	5,500	4,781
R3	5,500	4,450
R2	5,500	4,435

【第162号議案】

契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

記

1. 契約の目的 島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台照明設備）工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1,215,500,000円
4. 契約相手方の住所氏名 日新電工・山代電気工業・三原電工特別共同企業体
代表者 松江市古志原六丁目22番28号
株式会社日新電工
代表取締役 山根 義人
構成員 松江市大庭町1516番地
山代電気工業株式会社
代表取締役 山代 正隆
構成員 松江市西川津町1542番地11
株式会社三原電工
代表取締役 三原 久和

工事名	島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台照明設備）工事
工事場所	松江市殿町地内
工 期	自 島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 至 令和9年10月29日
工事概要	大ホール舞台照明設備工事 改修一式 舞台照明 LED化更新に伴う改修一式 中ホール舞台照明設備工事 改修一式 舞台照明LED化更新に伴う改修一式
備考	仮契約日 令和7年10月15日

【第163号議案】

契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

記

1. 契約の目的 島根県民会館大規模改修（長寿命化 空気調和設備）工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1,144,000,000円
4. 契約相手方の住所氏名 新和設備・山陰クボタ・シンセイ技研特別共同企業体
 代表者 松江市平成町182番地22
 新和設備工業株式会社
 代表取締役社長 新田 喜一
 構成員 松江市平成町182番地15
 山陰クボタ水道用材株式会社
 代表取締役社長 杉谷 雅祥
 構成員 松江市平成町182番地37
 シンセイ技研株式会社
 代表取締役 桐木 道弘

工事名	島根県民会館大規模改修（長寿命化 空気調和設備）工事
工事場所	松江市殿町地内
工 期	自 島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 至 令和9年10月29日
工事概要	空気調和設備工事 改修一式 空気調和機 15台更新 冷温水発生機 3台更新 パッケージエアコン 15組新設、5組更新
備考	仮契約日 令和7年10月15日

【第164号議案】

契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

記

1. 契約の目的 島根県民会館大規模改修（長寿命化 建築）工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1, 276, 000, 000円
4. 契約相手方の住所氏名 松江土建・一畑工業・幸陽建設特別共同企業体
代表者 松江市学園南二丁目3番5号
松江土建株式会社
代表取締役社長 平塚 智朗
構成員 松江市千鳥町24番地
一畑工業株式会社
代表取締役社長 高井 由起夫
構成員 松江市浜乃木三丁目3番12号
幸陽建設株式会社
代表取締役 持田 幸治

工事名	島根県民会館大規模改修（長寿命化 建築）工事
工事場所	松江市殿町地内
工 期	自 島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 至 令和9年10月29日
工事概要	長寿命化改修一式（外壁改修、防水改修等） 機能向上改修一式（客席改修、バリアフリー化等）
備考	仮契約日 令和7年10月16日

【第165号議案】

契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

記

1. 契約の目的 島根県民会館大規模改修（長寿命化 受変電設備外）工事

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約金額 660,000,000円

4. 契約相手方の住所氏名 島根電工・八束電工・山代電気工業特別共同企業体

代表者 松江市東本町五丁目63番地

島根電工株式会社

代表取締役 野津 廣一

構成員 松江市比津町281番地12

株式会社八束電工

代表取締役 大下 浩樹

構成員 松江市大庭町1516番地

山代電気工業株式会社

代表取締役 山代 正隆

工事名	島根県民会館大規模改修（長寿命化 受変電設備外）工事
工事場所	松江市殿町地内
工 期	自 島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 至 令和9年10月29日
工事概要	受変電設備工事 改修一式 受変電設備 2,250kVA 29面更新、2面増設 非常用発電設備工事 改修一式 非常用発電機 高圧300kVAを500kVAに更新
備考	仮契約日 令和7年10月16日

【第142号議案】

令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）【関係分】歳入科目別内訳一覧表

（単位：千円）

区分	R7年度		R6年度 11月現計(B)	対前年度伸び率 (A)/(B)	主な補正項目
	現計	11月補正 (6号)			
1. 県 税	82,903,500		82,903,500	80,535,567	2.9%
2. 地方消費税清算金	33,019,513		33,019,513	32,109,792	2.8%
3. 地方譲与税	15,773,000		15,773,000	14,533,000	8.5%
4. 地方特例交付金	354,000		354,000	2,245,946	▲ 84.2%
5. 地方交付税 " (含臨時財政対策債)	183,500,717 (183,500,717)		183,500,717 (183,500,717)	181,613,974 (182,207,974)	1.0% (0.7%)
6. 交通安全対策特別交付金	167,000		167,000	170,000	▲ 1.8%
7. 分担金及び負担金	1,817,792		1,817,792	2,183,280	▲ 16.7%
8. 使用料及び手数料	4,026,497		4,026,497	4,142,994	▲ 2.8%
9. 国庫支出金	77,484,823	313,705	77,798,528	86,450,072	▲ 10.0%
10. 財産収入	1,713,545		1,713,545	1,635,201	4.8%
11. 寄附金	86,533		86,533	76,904	12.5%
12. 繰入金	22,874,090		22,874,090	19,319,795	18.4%
13. 繰越金	13,282,265	184,428	13,466,693	15,919,234	▲ 15.4%
14. 諸収入	14,560,261		14,560,261	13,268,480	9.7%
15. 県債 " (除臨時財政対策債)	41,608,000 (41,608,000)		41,608,000 (41,608,000)	50,212,600 (49,618,600)	▲ 17.1% (▲ 16.1%)
合計	493,171,536	498,133	493,669,669	504,416,839	▲ 2.1%

令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）〈関係分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,944,013	0	6,944,013
人事課	4,464,706	0	4,464,706
財政課	68,221,124	0	68,221,124
税務課	43,531,653	0	43,531,653
管財課	6,571,526	0	6,571,526
當繕課	373,058	0	373,058
情報システム推進課	2,615,928	0	2,615,928
総務事務センター	1,081,535	0	1,081,535
合計	133,803,543	0	133,803,543

特別会計

(単位：千円)

課名	会計名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	公債管理 特別会計	96,927,817	0	96,927,817
税務課	証紙 特別会計	818,400	0	818,400
総務事務センター	総務事務 集中処理 特別会計	12,356,208	0	12,356,208

債務負担行為補正

〔一般会計：追加分〕

事業名	期間	限度額 (千円)	概要
総務事務センター			
1 公用車調達費	令和8年度	14,941	公用車調達費 14,941千円

【第166号議案】

令和7年度島根県一般会計補正予算(第7号) (12/10提案分) [関係分]
歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区分	R7年度		R6年度 11月現計(B)	対前年度伸び率 (A)/(B)	主な補正項目
	補正前の額	11月補正 (7号)			
1. 県 税	82,903,500		82,903,500	80,535,567	2.9%
2. 地方消費税清算金	33,019,513		33,019,513	32,109,792	2.8%
3. 地方譲与税	15,773,000		15,773,000	14,533,000	8.5%
4. 地方特例交付金	354,000		354,000	2,245,946	▲ 84.2%
5. 地方交付税 " (含臨時財政対策債)	183,500,717 (183,500,717)		183,500,717 (183,500,717)	181,613,974 (182,207,974)	1.0% (0.7%)
6. 交通安全対策特別交付金	167,000		167,000	170,000	▲ 1.8%
7. 分担金及び負担金	1,817,792	431,453	2,249,245	2,183,280	3.0% 公共事業関係
8. 使用料及び手数料	4,026,497		4,026,497	4,142,994	▲ 2.8%
9. 国庫支出金	77,798,528	10,784,640	88,583,168	86,450,072	2.5% 公共事業関係 10,222,840 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金 561,800
10. 財産収入	1,713,545		1,713,545	1,635,201	4.8%
11. 寄附金	86,533		86,533	76,904	12.5%
12. 繰入金	22,874,090		22,874,090	19,319,795	18.4%
13. 繰越金	13,466,693	203,326	13,670,019	15,919,234	▲ 14.1%
14. 諸収入	14,560,261		14,560,261	13,268,480	9.7%
15. 県債 " (除臨時財政対策債)	41,608,000 (41,608,000)	8,440,100 (8,440,100)	50,048,100 (50,048,100)	50,212,600 (49,618,600)	▲ 0.3% (0.9%) 公共事業関係
合計	493,669,669	19,859,519	513,529,188	504,416,839	1.8%

元知事公舎に係る状況について

1 これまでの経過

- (1) 令和5年9月21日 知事公舎を令和5年度末で廃止することを表明
(令和6年3月31日 知事公舎を用途廃止)
- (2) 令和5年10～12月 県庁内での利用を照会・検討し、利用計画がないことを確認
- (3) 令和6年1月16日 松江市へ元知事公舎の利用計画について照会
- (4) 令和6年7月31日 松江市より元知事公舎に係る利用計画の回答を受理
利用計画：「にぎわい創出の拠点」となる施設として
利用
- (5) 令和7年11月4日 松江市より取得を行わない旨の報告書を受理

2 今後の対応

県の財産処分のルールに則り、公募による売却の手続きを進める。
なお、周辺住民の生活環境が悪化することのないような条件を付すことも
検討する。

3 その他

売却スケジュールが決定し次第、委員会へ再度報告する。
〔 令和8年度中の契約締結に向けて計画していく。 〕

東京地区用賀県職員宿舎の廃止等について

老朽化した用賀県職員宿舎の用途を廃止し、売却に向けた手続きを進める。

1 施設概要

所在 地	東京都世田谷区用賀1丁目9番7号 (東急田園都市線用賀駅から北東へ徒歩約15分)
用途地域等	第一種低層住居専用地域、日影規制、高さ制限10m
敷地面積	925.7m ² (約280坪)
構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積790.72m ²
住戸数	世帯用(3DK)11戸、単身用(1K)2戸
建築年	昭和57年3月(築43年)

2 現在の利用状況

1階の住戸は老朽化が著しく、入居停止(現在、7戸入居)

3 用途廃止の理由

老朽化及び設備の陳腐化が顕著になり、多額の修繕費用を要する状況となつたため

4 今後の予定

令和8年3月末用途廃止予定
現入居者は県が借上げる民間賃貸住宅に移転
令和8年度中に一般公募により売却予定

《参考：東京地区用賀県職員宿舎》

